

地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入について

平成30年5月18日
総務省地域力創造グループ
地域情報政策室

1. 非識別加工情報の定義、加工基準等の規則の整合性

- ・ 総務省としても、非識別加工情報の仕組みの導入の目的が、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことを踏まえると、民間部門、国及び地方公共団体で非識別加工情報等の定義、加工の基準等の規則は同等の内容であることが適当と考えている。
- ・ このことは、地方公共団体間であっても同様。
- ・ このため、総務省からは地方公共団体に対して、個人情報保護法等に関するガイドライン等を提供するとともに、条例改正を行う場合の改正後の条文イメージを提供したところ。
これは、個人情報保護法に基づき定められている基本方針(H28.10.28閣議決定)において「国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする」とされていること等を踏まえた対応である。

2. 条例改正の取組に対する基本的態度

- ・ 自主的に条例改正を行おうとする地方公共団体に対しては、上述の閣議決定等を踏まえ、必要な支援を行う必要がある。
- ・ ただし、条例改正団体についての数値目標といったものではなく、総務省の調査に「今後、条例改正を予定している」と回答のあった462団体においても「国等の非識別加工情報の実績や民間事業者からのニーズ等を踏まえて今後検討を進める」としている団体も多くある。
- ・ なお、規制改革実施計画(H29.6.9閣議決定)においても「先進的な地方公共団体における条例整備を推進」することとしていたところ。

3. 現行のルールを検証

- ・ 非識別加工情報等の仕組みについては、内閣官房等に設置された検討会(※)の議論を踏まえて、関係法令の改正により導入された制度であるが、施行(H29.5.30)からまだ間もない状態にあると考えている。

※「パーソナルデータに関する検討会」(H25.9.2～H26.12.19)

「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」(H26.7.31～H28.3.4)

- ・ 現行のルールの実効性の検証については、法令の所管府省が対応する。
- ・ 地方自治体向けのガイドラインの実効性の検証については、地方公共団体における非識別加工情報の活用事例等を一定程度把握した上で、対応する。

4. 地方公共団体における非識別加工情報の利活用に向けた取組の方向性

- ・ 規制改革実施計画を踏まえ総務省において開催した有識者検討会の議論(概要別添)の結果、国の行政機関の非識別加工情報等の動きを踏まえつつ、非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について、検討を進めることとしている。具体的には、「共同受託」及び「作成組織」を検討の対象とする予定。
- ・ 「作成組織」は、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みを想定したものである。
- ・ 「作成組織」の検討を進めるにあたっては、i)作成対象情報の範囲、ii)安全管理措置、iii)事業採算性、といった課題に留意して検討を進める予定。
- ・ なお、検討会では「具体的な活用事例を踏まえて、作成組織等の在り方を検討すべきであり、まずは事例を把握することが重要」、「ビジネスとして成立するかどうかとの観点から検討する必要」といった指摘もあり、こうした点についても留意の上、検討を進める。

参 考 资 料

地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入について

個人情報保護法等の改正

- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定/平成28年10月28日変更）

- 地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。
- 条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。
- 国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する 検討会報告書(平成30年4月20日公表) 概要

1. 背景

- ・地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報の仕組みの導入については、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成28年10月28日閣議決定等)を踏まえ、条例改正等によることとする旨の技術的助言を実施(平成29年5月19日総行情第33号)。
- ・平成28年度に総務省において開催した検討会において、将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられるとされたことや「規制改革実施計画」(平成29年6月閣議決定)において、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても検討を行うこと等とされたこと、現時点での非識別加工情報等を取り巻く情勢等を踏まえ、非識別加工情報の仕組みの導入促進の観点から検討会を開催。

2. 非識別加工情報等に関する現状

(1) 匿名加工情報等の作成等の状況

- ・国の行政機関等における非識別加工情報の作成については、平成29年度内に募集を実施。
- ・民間事業者における匿名加工情報の作成については、小売、金融、医療・福祉等の事業分野において、300社以上で公表。

※個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法等は、平成29年5月30日施行。

(2) 非識別加工情報の活用事例の把握の必要性

- ・地方公共団体が、区域内の住民に対してより丁寧に説明責任を果たす観点から、具体的な活用事例の把握が必要。
- ・今後、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みを検討するためには、まずは具体的な活用事例を把握することが重要。

(3) 地方公共団体の非識別加工情報に関する民間事業者からの利活用のニーズ

- ・検討会で発表された活用事例は、いわゆる統計情報を活用するための元となるデータとして非識別加工情報を活用したいとのニーズによるもの。
- ・地方公共団体が統計情報を提供できれば、必ずしも非識別加工情報ではなくても対応できるのではないかとの指摘。

(4) 地方公共団体の条例改正の取組状況

- ・平成30年2月時点で467団体(都道府県4団体、市区町村463団体)が、今後、改正予定(うち平成29年度中に5団体が実施)。
- ・国等の実情を踏まえて検討を進めることとしている団体が多い状況。

3. 地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進のための国の支援等

(1) 国の支援の在り方

- ・非識別加工情報等に関する活用事例が少ないため、まずは活用事例を整理しつつ、仕組みの周知等をさらに進める必要。
- ・来年度以降も条例改正等を支援するとともに、データを利活用する民間事業者が簡単に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減についての検討を進める。

(2) 地方公共団体の非識別加工情報の活用事例

- ・非識別加工情報の仕組みの円滑な導入や住民の理解促進のために、想定される具体的な活用事例を充実させる必要。

(3) パーソナルデータの利活用の態様

- ・民間事業者のニーズを踏まえ、非識別加工情報だけでなく、いわゆる統計情報やオープンデータ等、どのような種類のデータを提供することが適切かに留意する必要。
- ・非識別加工情報の仕組みの導入等の状況の公表に加え、オープンデータの取組状況の公表と連携した公表方法を検討。

(4) 個人情報保護条例の見直し等への支援

- ・条例の見直し等を進める上で必要となる運用手引き等の情報提供の充実が必要。
- ・地方公共団体の特性に応じた加工について、参考となる事例や加工の手法例の補足について情報提供(本検討会技術検討WGでの整理結果を反映)。

(5) より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討

① 共同受託

- ・条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体から、加工に関する業務の委託を受けること。
- ・非識別加工情報の作成に係る委託の実績等について、広く情報共有が図られるよう、国が情報提供を実施する必要。

② 作成組織等

- ・非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織。
- ・検討にあたっては、非識別加工情報等の活用の動向等を踏まえつつ、(i)加工の対象情報の範囲、(ii)必要な安全管理措置、(iii)事業採算性の確保の課題等について、留意の上、検討し整理する必要。

① 検討会構成員

犬塚克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
○宇賀克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷和子	株式会社日本総合研究所執行役員/法務部長
岡村久道	弁護士、京都大学大学院医学研究科講師
佐藤一郎	国立情報学研究所副所長/教授
大門一幸	豊島区政策経営部区民相談課長
田中穂積	多久市総務課長
林令子	徳島県政策創造部統計データ課長
松岡萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
村上文洋	株式会社三菱総合研究所社会ICT事業本部ICT・メディア戦略グループ主席研究員
矢島征幸	五霞町政策財務課主幹

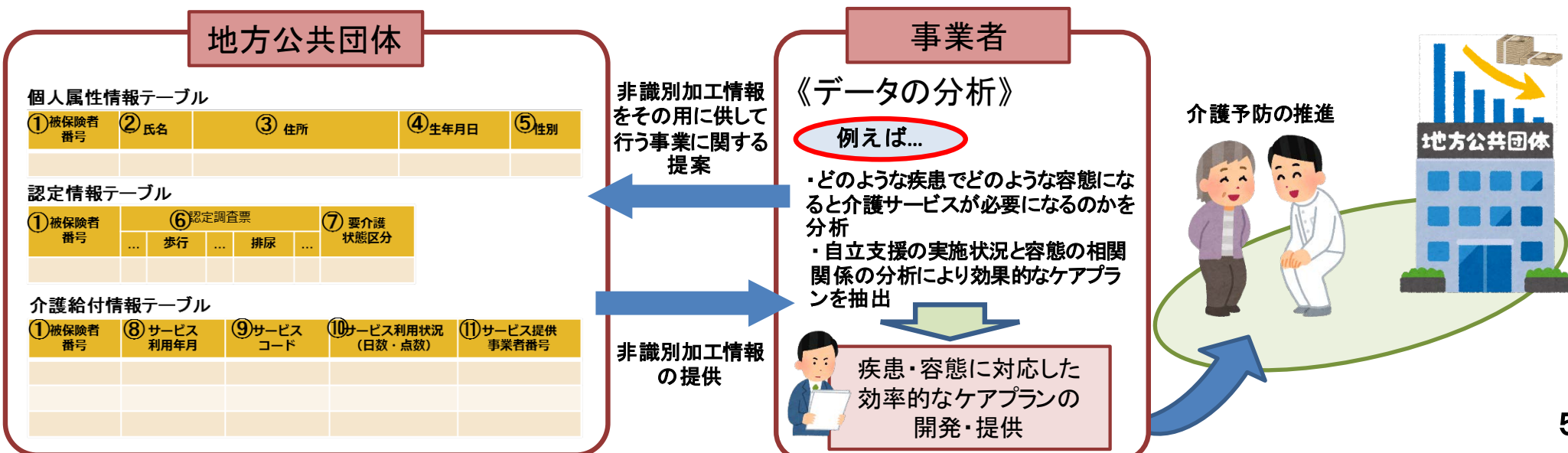
○:座長 敬称略、五十音順

② 技術検討ワーキンググループ構成員

秋山直樹	豊島区政策経営部情報管理課長
犬塚克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
岡田英人	富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部VP
○佐藤一郎	国立情報学研究所副所長/教授
佐藤洋	日本電気株式会社公共ソリューション事業部シニアエキスパート
高橋克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員
百武芳和	多久市情報課長
松田純一	株式会社日立製作所全国公共システム第三本部公共システム推進第一部主管
森亮二	弁護士
矢島征幸	五霞町政策財務課主幹
山住健治	徳島県経営戦略部電子行政推進課情報セキュリティ担当室長

○:主査 敬称略、五十音順

- ケアプランの開発・提供を行う事業者からの提案を受け、市町村が保有する介護に関するデータ(*)に係る、非識別加工情報を作成して提供。
 - 提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる個人属性情報、認定情報、介護給付状況に関するデータを用いて、AIも活用して、
 - ① 高齢者の疾患や容態による特性の分析
 - ② 高齢者の容態像別のサービス利用状況の分析
 - ③ 自立支援による効果的なケアプランの抽出と分析
 を行い、その分析結果を用いて、介護事業者や保険者である市町村からの相談に応じて、ケアプランの開発・提供や、介護予防事業の企画等を行う。
 - この取組により、高齢者における介護予防が図られるとともに、介護給付費の適正化等にも繋がるのが期待。
- *: 介護保険に関する資格の得喪、保険料・給付業務の管理などを目的として収集した個人情報を含むデータ



介護データに係る加工例のイメージ

個人属性情報テーブル

① 被保険者番号	② 氏名	③ 住所	④ 生年月日	⑤ 性別
1234567890	佐藤 一雄	東京都〇〇市〇〇町1-1-1	昭和18年2月19日	男

認定情報テーブル

① 被保険者番号	⑥ 認定調査票				⑦ 要介護状態区分	
	...	歩行	...	排尿		
1234567890	...	つかまれば可	...	一部介助	...	要介護3

介護給付情報テーブル

① 被保険者番号	⑧ サービス利用年月	⑨ サービスコード	⑩ サービス利用状況(日数・点数)	⑪ サービス提供事業者番号
1234567890	平成29年6月	111175	15日・25,260点	12345678
1234567890	平成29年7月	111175	16日・26,944点	12345678
1234567890

項目	加工のイメージ
① 被保険者番号	削除(※1)
② 氏名	削除
③ 住所	削除
④ 生年月日	生年月日に置き換え 超高齢であることが分かる生年月等を削除する
⑤ 性別	加工なし
⑥ 認定調査票の基本項目	特異な情報の削除(※2)
⑦ 要介護状態区分	加工なし
⑧ サービス利用年月	加工なし
⑨ サービスコード	利用が極めて少ないサービスコードを削除、あるいは上位概念に該当するコードに置き換える(※2)
⑩ サービス利用状況(日数・点数)	特異なサービス利用状況の削除あるいはトップコーディング等(※2)
⑪ サービス提供事業者番号	削除

加工後テーブル

④ 生年月	⑤ 性別	⑥ 認定調査票				⑦ 要介護状態区分	
		...	歩行	...	排尿		
昭和18年2月	男	...	つかまれば可	...	一部介助	...	要介護3

⑧ サービス利用年月	⑨ サービスコード	⑩ サービス利用状況(日数・点数)	...
平成29年6月	111175	15日・25,260点	...

規則第11条第1号から4号の措置

【規則第11条第5号に基づく措置】

〇同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、別表第1(行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例)の手法等により適切な措置を講じなければならない。

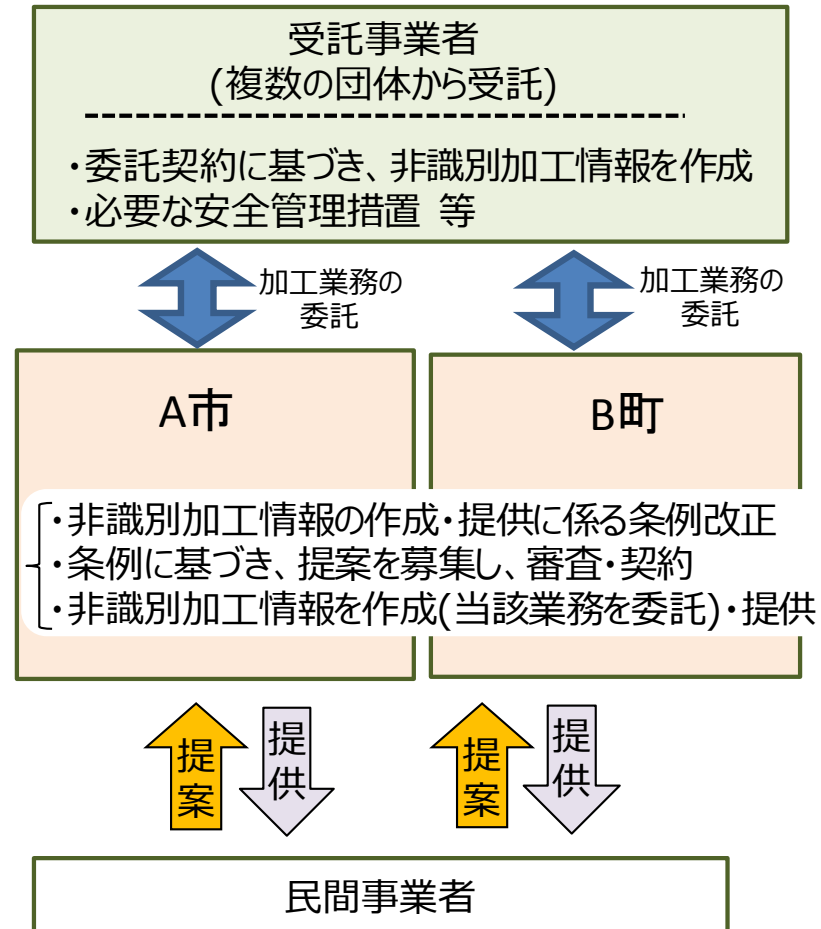
...
...	非識別加工情報	...

(サービスコードの一例)
114845 訪問介護・身体介護01
117211 訪問介護・生活援助2 等
※1 仮IDに置き換える場合は、定期的
に仮IDを変更することが望ましい。
(事務局レポートP21等参照)

※2 提供するデータの期間による属性情報の蓄積量によって、特定の個人の識別性や元の個人情報への復元性に影響するかどうかの検討を行うことが望ましい。
(事務局レポートP29参照)

- ①地方公共団体において、非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正を実施。
- ②地方公共団体において、民間事業者からの提案を募集し、審査・契約の締結。
- ③非識別加工情報の作成に係る業務を事業者へ委託。
- ④受託事業者において非識別加工情報を作成。
- ⑤地方公共団体が民間事業者へ非識別加工情報を提供。

「共同受託」のイメージ



- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。

